

物品の取得について

インターネット接続系基盤更新事業に係る機器として、別記のとおり物品を取得する。よって、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年伊丹市条例第 1 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 5 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

記

1 物品

5 品目 14 点

品目及び数量の内訳 別紙のとおり

2 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の
2第1項第2号の規定による随意契約

3 契約金額

金116,212,800円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金10,564,
800円）

4 契約の相手方

住 所 大阪市北区梅田3丁目1番3号

名 称 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社西日本営業
第一部

代表者 部長 森脇 茂樹

別紙

番号	品目	数量
1	サーバー	6
2	電源タップ	4
3	ネットワーク接続型ストレージ	1
4	L A Nスイッチ	2
5	コンソール装置	1
	合計数量	14